【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百十四条　削除

（改正前）

第百十四条　証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、上場有価証券の上場の廃止については、大蔵大臣に申請してその承認を受けなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有価証券の上場を継続することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行つた後、理由を示し同項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廃止しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百十四条　証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、上場有価証券の上場の廃止については、大蔵大臣に申請してその承認を受けなければならない。

②　大蔵大臣は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有価証券の上場を継続することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行つた後、理由を示し同項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廃止しなければならない。

（改正前）

第百十四条　証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、上場有価証券の上場の廃止については、証券取引委員会に申請してその承認を受けなければならない。

②　証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有価証券の上場を継続することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行つた後、理由を示し同項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廃止しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百十四条　証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、上場有価証券の上場の廃止については、証券取引委員会に申請してその承認を受けなければならない。

②　証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有価証券の上場を継続することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行つた後、理由を示し同項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、その上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所はその上場を廃止しなければならない。